

# 最初期漢王朝の一性格

柴田 昇

A Characteristic of the Early Han Dynasty

SHIBATA Noboru

## 1 はじめに

楚漢戦争の終結と一連の戦後処理の過程で、漢王劉邦は諸王らに推されて皇帝に即位する。これによって創始された漢王朝は、若干の中断期間をはさんで約四百年間継続することになる。

漢王朝の成立過程については、近年いくつかの視点から研究の深化が見られる。それらの研究成果においては、劉邦の地位の変化とそれに伴う集団の性格の変化がしばしば論じられ、また劉邦集団における楚制と秦制（漢制）の関係が重要な論点となっている。そして劉邦の漢王就位と諸王の擁立、皇帝即位、及びその過程における楚制から漢制への転換は、劉邦集団・漢が政治権力化するメルクマールとして爵制・官制の変化を中心に貫して注目されてきた。

筆者はこれまでいくつかの論考で秦末楚漢戦争期の歴史的過程を扱ってきたが<sup>1</sup>、そこで行い得た作業は劉邦即位直前までの政治過程の復元にとどまっており、劉邦の地位や漢が採用した制度に関連する問題についてはほとんど検討することが出来ていない。本稿は、劉邦集団・漢政権が構築しようとした政治体制について、王位・爵位・皇帝位という三つの視点からの検討を加え、最初期の漢王朝が持っていた性格の一面を提示することを目的とする。

## 2 劉邦集団と「王」

### 2-1 秦末楚漢期における称王

秦末～楚漢戦争期にはかなりの数の「王」が出現する<sup>2</sup>。陳勝挙兵以来、ある程度大きな勢力を有した者はしばしば王を称し、あるいは結果的に称王しなくても周囲からそれを強く求められることがあった。ここではまず劉邦によって擁立されたもの以外の王について検討する。秦末楚漢期における王位獲得の形式はおおよそ三種に類型化される。

第一類型は地域の人々による擁立で、秦末動乱初期にしばしば見出される。大沢郷で挙兵した陳勝は陳で地域の「三老・豪傑」に推されて王位に就いた。陳勝軍から自立した趙王武臣によって燕地を攻略した韓広は、燕の「故貴人豪傑」に強く望まれて燕王位に就くことになった。これらとほぼ同時期に陳勝政権の將軍周市は、魏地で魏人によって魏王として立つことを望ま

れた。ただし周市が王たることを拒み、陳勝のもとにいた魏咎が、陳勝は消極的だったにもかかわらず周市の強い意志によって魏王位に就いている<sup>3</sup>。

周市の場合と同様に、王となることを地域の人々に望まれながらそれを拒んだ例として、東陽県における陳嬰がある。東陽県で蜂起した少年たちは数千人に肥大した集団にふさわしいリーダーとして陳嬰を推戴した。陳嬰集団はさらに巨大化して二万にまで至ったため、少年たちは陳嬰に王となることを望んだ。これに対して陳嬰は、自らの貴種性の欠如を理由に王を称さず、項梁集団への合流を選ぶ<sup>4</sup>。

これらの例によるならば、秦末期には地域の人々が自らの意志で地域の王を推戴しようとすることがあった。推戴の対象は、その地域に進出してきた他国の将軍であったり、地域の有力集団の長であったりした。地域の支配権が流動化したり、集団の肥大によって統制に問題が生じたりした時、人々は王を擁立することで状況の安定化を図ったのである。

第二類型は有力者による擁立で、秦末楚漢戦争期に広く見られる。陳勝集団蜂起直後にそれから分れて東方に侵攻した葛嬰は、陳渉世家によれば東城で楚の旧貴族とみられる襄彊を王に擁立している<sup>5</sup>。上述の如く、魏咎は魏地を攻略した陳勝軍の将軍周市の強い意志により魏王に擁立された。同じく陳勝軍の北方派遣軍として趙を制圧した武臣は張耳・陳余に推されて趙王となった。武臣死後、張耳・陳余は趙歇を王に立てている<sup>6</sup>。楚域東北部を拠点とする秦嘉集団はやはり旧王族とみられる景駒を陳勝死後に楚王としている。また、項梁は楚域の諸集団と共同して旧楚王族の懐王心を擁立した。さらに対秦戦争遂行中、項羽は自らのもとに身を寄せた秦の将軍章邯を雍王としている。滅秦後に項羽によって実行された十八王封建も有力者による王擁立の一例と考え得るかもしれない。十八王封建体制とは、項羽が自らとともに滅秦に参加した諸將に王位を与えることで成り立つものだった。十八王の分封後、項羽は自ら分封した韓王成を殺害し、鄭昌を韓王としている<sup>7</sup>。項羽による分封の対象外だった陳余は張耳を破り、代にいた代王趙歇を迎えて趙王に擁立した。これに対して趙王となった歇は陳余を代王に立てている<sup>8</sup>。彭城の戦いの頃、斉地における反楚運動の指導者田横は前斉王田栄の子である田広を王に擁立している<sup>9</sup>。

そしていわゆる懐王の約も、このような有力者による王擁立の普遍性という文脈の中で理解することができるだろう。有力諸侯たる楚懐王は、現在の秦王を排除した後に旧秦の地に王を擁立することを約という形式で述べたのである。懐王の約が結ばれた時点では楚を中心とする六国連合軍が成立していたわけではなく、反秦連合の実質的な盟主としての楚王が天下統一後の構想を述べたものとしてこの約を理解することは適当ではない。王の擁立は天下レベルの覇者・盟主の専権事項などではない。この時期には、自らが王を称しているかないかを問わず、政治的・軍事的有力者たちにとって王の擁立は現実的な課題となっていた。

以上、秦末楚漢戦争期の有力者はしばしば王を立て、その目的は多くの場合、自らの上位者・同盟者等の政治的位置を王擁立という形式をとって確定することだったと考えられよう。

第三類型として、特に他者から推戴・擁立されることなく王を称したのが斉王田栄である。

項羽分封の対象外とされた田栄は諸侯就国直後から軍事行動を開始し、田都・田市を破り自ら斉王を称し、さらに田安を破って斉統一を成し遂げている。この他に、項羽死後に浙を都として王を称したと伝えられる壮息は「自立」としか伝えられておらず、称王の事情ははっきりしない<sup>10</sup>。ここでは自ら立った者として類型化しておくが、地域の支持を背景としての称王だった可能性もある。

ここまで見てきたように、秦末楚漢戦争期には多くの王が出現し、その出自は戦国王家の一族から素性のはっきりしない人物まで多様で、実効的支配領域にもかなりの広狭があり得た<sup>11</sup>。注目すべきは、王のほとんどが他者によって擁立されていることである<sup>12</sup>。この時期の称王は基本的に他者による擁立という形をとり、地域の声望に推されて王位に就くことも、政治的軍事的有力者が王を擁立することもあった。また具体的な目的は個別の状況によって変わったが、王の擁立は多くの場合、地域のリーダーや配下・同盟者の政治的位置を王として確定することで、流動化・不安定化した地域の人間関係や政治勢力間関係の安定化・再構築を図るものだった。そしてある程度の政治的軍事的力量の保有者が王を擁立することは決して稀な事態ではなかった。換言すれば、この時期の有力者にとって他者を王として擁立することによって政治的状況の改善を目論むことは、政策上の選択肢として非現実的でない、目前の政治的課題だったのである。

## 2-2 漢王劉邦による王擁立

上述の状況の中、漢王劉邦もしばしば王を擁立している。漢元年正月に漢王に封じられて以後の劉邦による王擁立は四つの段階に区分してとらえ得る。

第一段階は彭城の戦い以前の王擁立である。漢元年八月以降の東方進出の過程で短期間に韓・河南を攻略した漢は、漢二年十一月に韓大尉信を韓王に擁立した。また漢二年三月には旧魏の二王（殷王・西魏王）を下して三晋地域南部をほぼ制圧し、魏豹を魏王に擁立した。この時点での劉邦は戦国期の国の枠組みを回復・利用した王擁立を行っている。

漢二年四月、彭城の戦いで漢は大敗し、以後漢による王擁立はしばらく見られない。第二段階は漢四年十一月の趙王張耳、それに続く漢四年二月の斉王韓信擁立である。

漢三年十月、張耳・韓信の軍は代・趙を制圧する。漢三年四月以降滎陽周辺での紛争が続き、漢軍は項羽軍によって何度か危機的状況に追い込まれた。それに対して張耳らが漢王救援に向かうことはなく、劉邦は自力で滎陽を脱出し軍の立て直しに取り組みよりなかった。漢王救援を優先的課題としないこの時期の張耳らの動きは、実質的な自立の志向を示唆するものと考えられる。淮陰侯列伝はひそかに修武に入った劉邦が張耳・韓信の陣中に潜入しその軍を「奪」ったとする。この記事も、既に北方侵攻軍が自立化を開始しており漢王自身がそこに乗り込まなくては漢の当座の方針に従わせることすらも困難だったことを伝えるものだろう。とすれば、漢四年十一月段階の趙王張耳擁立は趙地を制圧していた張耳の実態を追認したものとなる。

また韓信の率いる趙軍は斉と協同しての対項羽戦遂行という漢の方針に従わず独断で斉を攻

略、斉統治の便を理由に斉の仮王たることを望んだ。劉邦はこれに対して当初は怒りを見せたものの、張良の諫言に従い韓信を斉王に擁立したという。韓信による漢の方針の無視、仮王就位要求も、韓信軍の自立志向に対応するものだろう。以上、この段階での王擁立は張耳・韓信の自立という実態を追認したものと考える。

第三段階は漢四年七月の劉邦による黥布の淮南王擁立である。別稿で検討したように、漢三年四月頃から漢四年九月の楚漢講和あたりまでの時期は文献上の記録の乱れが大きく確実な復元は困難だが、少なくとも楚漢講和時点では楚漢のいずれかが圧倒的に優勢とは考えにくい<sup>13</sup>。淮南王に擁立された後に黥布は劉賈らとともに九江に入り兵を吸収しているの、淮南王位は黥布が漢の一翼として活動し九江地域に入ることの根拠になったと考えることができよう。いわばこれは、漢と連合する諸侯たる地位を明確化するための王擁立と意味付けられる。

第四段階は、皇帝即位とほぼ同時期の漢五年正月～二月にかけての王擁立である。彭越は梁王、韓信は楚王とされ、項羽によって衡山王とされていた呉芮が長沙王となった。この三者以外は楚漢戦争の過程で就位した王たちがそのまま存続している。これによって統一秦領域は戦国七雄並立体制に準ずる形で分割された。この時期の王擁立は、もとの秦帝国領域を漢王とその協力者たちで分け合うことの具体的表現である。

以上のように、劉邦による王擁立は、具体的な意味・目的は時期によって若干異なるが、基本的には自らと何らかの関係を持つ有力勢力の政治的位置を確定するために行われていた。この点において漢による王擁立は秦末楚漢期に類見する他の王擁立事例と基本的に同質である。しばしば指摘される、劉邦による王の擁立が反項羽連合形成という一面を持っていた可能性自体は必ずしも否定されないが<sup>14</sup>、上述の如く当時の政治的・軍事的有力者にとって王の擁立はさして特異な行動ではなく、現実性のある目前の選択肢だった。劉邦による王の擁立は、秦末楚漢の有力者によってしばしばとられていた行動様式を踏襲したものだったと考えられよう。

なお漢は東方進出の過程で、占領地に王を置かず郡を設置することがあった。これは秦地において王位に就いた、秦を継承する政権としての、即ち秦制という既存の制度を踏襲した政策と考えることができるだろう<sup>15</sup>。漢はその時々政治的状況に応じて、秦末楚漢期の通例たる王擁立と秦制の踏襲としての郡設置を併用していたのである。そして既存の行動様式・枠組みを踏襲した体制構築は、劉邦の他の政策においてもその基調をなしている。節を改めよう。

### 3 劉邦集団と「爵」

#### 3-1 楚爵と漢爵

劉邦の漢王位は、漢内部における爵位の付与者としても機能した。楚軍に属していた時期には楚爵を用いていた劉邦集団がある時点から漢爵を用いるようになっており、それが劉邦の漢王就位後であること、漢爵が秦爵を基礎とすることは既に通説化していると言ってよい。しかし劉邦集団における楚爵から漢爵への転換の具体的な時期については諸説ある。

夙に栗原朋信は「漢は楚を滅ぼして天下を統一する以前に於ては楚爵を用いていた」として、

「漢が秦の爵位を襲いだしたのは漢の統一前でないことは明らか」<sup>16</sup>と論じている。卜憲群は、楚爵が一掃されたのは漢高祖五年のこととする<sup>17</sup>。また朱紹侯は、漢三年段階では楚の爵制が従来通り用いられていたが、漢五年五月の詔で楚国爵制が正式に放棄され、秦の二十等の軍功爵制が用いられるようになったとする<sup>18</sup>。これらの諸説では劉邦の項羽誅殺による天下統一・皇帝即位を制度変更の画期と見る。しかしこの問題に関する近年の諸見解では、爵制変更の時期をより早い時期に求めることが増えている。

代表的な見解として李開元は、漢元年四月以後の劉邦軍では楚爵賜与の例が見られなくなることを指摘し、それから八月に漢中を出て関中を攻めるまでの五カ月の間に漢は楚制を秦制に改めたとする。そして韓信により秦の軍法に基づいて漢の軍法が発令された際に、軍法の一部として漢の軍功爵制が楚制から秦制に改められたとする<sup>19</sup>。松島隆真は、漢発足を契機として劉邦とその配下が「爵を与える者—与えられる者」として君臣関係で結ばれたとする。そして漢王即位後の漢二年に一度目の、六年に二度目の爵制変更があったことを推定する<sup>20</sup>。楯身智志は、「劉邦が漢の領土を実効支配しその一部を部下に分け与え始めたのが三秦平定以降」とし、「楚制から秦制への切り替えが三秦平定の完了した漢元年（前206）八月から、彭城に進撃する漢二年（前205）三月までの間に行われたという点は認めてよい」とする<sup>21</sup>。近年におけるこれらの見解は、劉邦の漢王即位からあまり遠くない漢元年～二年の間に漢の爵制変更の画期を見出す点で一致している。

このように漢における楚爵から漢爵への転換の時期については複数の見解が並立しており、現時点ではその時期を確定する明確な決め手はない。ここで注意しておきたいのは、漢元年～二年に爵制変更の画期を求める近年の諸説においては、爵制の変更を劉邦の項羽からの自立と結びつける傾向が強いことである。松島隆真は「爵制変更には劉邦自身の強い政治的意思が表れる」とし、二度の爵制変更のうち「高祖二年の爵制変更は項羽からの自立の表明」とする<sup>22</sup>。楯身智志は2014年の著作では、項羽打倒を旗印に諸侯を味方に引き入れるためには劉邦は項羽と訣別したことを広く周知する必要があると、項羽との対決姿勢を明確にするため漢独自の官制・爵制を確立させたとする<sup>23</sup>。また2016年の著作では、制度の切り替えが三秦平定から彭城進撃までの時期だったことを重視し、魏人の劉邦が地縁的結びつきの弱い寄せ集め集団をまとめ上げるには旧六国の枠組みの流用では不十分となったため、別の新たな枠組みで彼らを全てそこに帰属させるよりなかったとし、「秦制に基づきつつも漢制を新設することで項羽との対決姿勢を明確にし、彭城へ進撃した」との見解を示す<sup>24</sup>。

これらの見解では、漢が項羽から自立したことの制度的な表明を爵制変更の重要な意図とする。しかし素朴な疑問だが、なぜ秦制を基盤とする制度の導入が、項羽からの自立を示すことになり、また諸侯を結集する根拠になるのだろうか。楚爵・楚制は、項羽政権だけでなく義帝楚政権のっていた体制だったはずである。また劉邦集団には少なからぬ楚人が含まれており、楚漢戦争期の漢は一貫して強い東方進出志向を維持し続けた。爵制変更が秩序構築に関わる重要な問題ととらえられていたとすれば、劉邦政権における楚制からの離脱は、義帝楚政権、ひ

いては多くの集団構成員の郷里たる楚という地域との対立をも意味することになってしまうのではないか。

またしばしば指摘されるように、皇帝即位後の高帝五年詔には楚爵とみられる「七大夫」への言及があり、楚漢戦争の末期、あるいは統一後まで楚爵保有者が存在した可能性がある。楚制からの離脱が項羽からの自立を表明する重要な意味を持っていたとすれば、なぜ楚制・楚爵は以後も維持・容認されるのだろうか<sup>25</sup>。以下、爵制転換の意味について「項羽からの自立」とはやや異なった角度から検討してみよう。

### 3-2 爵制転換の政治的意味

漢王就位までの劉邦集団が楚爵を用いていたことは、劉邦集団がそもそも楚に出自する集団だったことを必ずしも意味しない。別稿で言及したように、機会主義的に有力集団に合流するのが初期劉邦集団の基本的行動パターンだった<sup>26</sup>。そもそもは沛周辺を制圧・支配することを目的として成立した孤立的武装集団たる劉邦集団は、楚の軍に合流したことをきっかけに楚制を使用し始めたものと考えられる<sup>27</sup>。そしてそうだとすれば、楚爵から漢爵への転換も、劉邦集団中枢部の楚制に執着する必然性のなさを前提に解釈し直すことができるのではないだろうか。

そのような視点から対秦戦争末期の劉邦の動きを見直してみると、周知の如く関中進出時の劉邦は所謂「法三章」を約しその他の秦法を停止したが、代わりに楚制を施行したわけではなく、降伏してきた秦王の殺害を避け吏民を安堵している。また蕭何は秦の「律令図書」を入秦時に回収したという。劉邦軍の活動からは秦地への楚制施行という方針は見出しにくく、その動きの基調は秦が作った枠組みの保全だったと評され得よう。そして漢王就位後の漢の方針もその延長線上に理解されるべきだろう。

本来の根拠地と全く無関係な旧秦の地で王位に就いた劉邦にとって、秦の制度を利用することは統治上きわめて穏当な方策だった。しかしそれはあくまでも統治の便によるものだったから、楚制・楚爵を完全に排除する必要もなかった。入秦以前からの劉邦集団構成員にとっては従前の楚制・楚爵がそのまま使用されても大きな問題はないし、個人レベルではそれまでに自らが獲得した称号・爵称等の維持を望む人々がいてもおかしくはない。爵制変更の時期が厳密には確定し難いのも、爵制を全面的に変更しようとする強い政治的意志を示すような統一的法令がそもそも存在しないためかもしれない。

これに関連して、項羽の分封と各地の制度との関係についてふれておきたい。項羽の分封の具体像については諸説一致していない。たとえば李開元は「項羽の主宰のもとで関中で十三国（旧六国を除く）が同時に建国し、同時に制度を改めた」<sup>28</sup>とする。これに対して藤田勝久は、項羽の分封を西楚を中心に大きな楚国領域を形成したものととらえ、周辺の三秦等各地では独自の制度使用が認められていたことを推定している<sup>29</sup>。

筆者は、項羽のいわゆる十八王封建の本質は項羽政権による楚懷王政権からの自立政策であって、項羽が天下の実質的な支配者として分封を実行したかの如き理解は成立しにくいと考

えている。項羽の本来的な立ち位置は懐王政権の一方面軍の指揮者に過ぎなかったし、秦滅亡後も分封実行までの項羽は懐王の指示を仰ぎその命に従うポーズを崩さない。また項羽が実行した分封体制が十全な形で実現した期間はほとんどなく、項羽によって分封された王たちが項羽配下としてその指示に従っているケースは義帝殺害時くらいしか見出すことができない。項羽は確かに対秦戦の遂行過程で反秦諸国連合軍の領袖となった。しかし、項羽のそのような性格は諸侯就国と同時期にはほぼ消滅しているのである<sup>30</sup>。項羽政権の志向や体制が分封された各国に共有・強要されることなど想定し難く、それからの離脱が重要な政策的課題となる可能性は極めて低いと言わねばならない。

以上、漢政権における楚制・楚爵から漢制・漢爵への転換を項羽からの自立の表現と考えるのはあまり適当ではないと考える。分封された諸侯に対する項羽政権の規制力を過大評価することはできないし、項羽の分封は楚制を各国に強要するような性格のものではそもそもなかった。従って、漢が項羽政権との抗争を本格的に開始した時期に、項羽からの自立の表明として爵制変更を行ったとする理解も成立しにくい。もちろん漢は秦制を全く改変しなかったわけではなく、目前の必要や状況に応じた制度改変は様々に行われただろうし、新しい土地での統治実現のための試行錯誤も無かったはずがない。しかしそれらを合目的に反項羽という視点から意味付けるのは、いささか無理を伴うように思われる。秦地に新たな支配者として入り込んだに過ぎず自前の官僚群を有していたわけでもない劉邦集団には、旧秦全土に対する新制度の強要のような効率の悪い政策を実行する余裕などあったとは思われず、そのような方針を採る必要もなかった。秦地において既存の枠組みたる秦制に準じた体制を採用することは、漢にとって最も自然な選択肢だったのである。

なお別稿で検討したように、彭城の戦い以前の漢は三秦領域内の安定化を後回しにしてでも東方進出を優先する方針を採っていた。漢にとって旧秦領域は未だ自らが拠って立つ本拠地とは十分に認識されておらず、彭城の戦いでの大敗が漢王権による関中拠点化の契機となった<sup>31</sup>。従って、漢独自の爵制の確立が強く意識され始めた時期は彭城の戦い以後である可能性が高いだろう。

#### 4 「皇帝」劉邦の歴史的位

漢五年、諸侯将相はともに漢王劉邦に皇帝位に就くことを請い、漢王は一旦辞退した上で皇帝となることを承諾した。劉邦の皇帝即位に関して『史記』が伝えることは少ない。「皇帝」という言葉の意味については議論があるが<sup>32</sup>、その研究の現状については杉村伸二の近業に譲りたい<sup>33</sup>。ここで問題にしておきたいのは、杉村も論及している、なぜ漢は秦によって創造された「皇帝」という称号を採用したのか、という点である。

まず指摘すべきは、即位時の劉邦は皇帝号の本来の理念的意味を理解した上であえてこの称号を選択したものとは思われず、劉邦推戴時に尊号として皇帝号を採用することに関する議論がなされた形跡はなく、即位後も特に疑問が呈されることはない。また、皇帝即位の儀礼についてもその具体的内容はほとんど伝えられていない。高祖劉邦は統一後に秦の儀

礼を廃止・簡略化した。しかし臣下たちが礼をわきまえない振る舞いを繰り返すことに悩んだ高祖は叔孫通の進言に従い朝廷儀礼を作成させ、それは高祖七年十月の朝会で施行された。その朝会の様子を見て高祖は「今日はじめて皇帝の尊さがわかった」と述べたという<sup>34</sup>。この記事は、即位当初の劉邦が政治的儀礼の意味・必要性についてほとんど理解していなかったこと、即ち、皇帝号の本質やそれが持つ権威を表現する方法等の問題について、さしたる関心・知識を持ち合わせていなかったことを伝えるものだろう。そのような状態で、秦的皇帝理念の本質を理解し意図的に皇帝という称号を選択することができていたとは考えにくい。

ここで改めて『史記』・『漢書』の文脈に立ち返ってみよう。『史記』高祖本紀には劉邦の即位が次のように記されている。

(漢元年) 正月、諸侯将相はともに漢王に皇帝となることを請うた。漢王は言った。「私が聞くところでは『帝』とは賢者の称号である。名前だけでは空言虚語であって到底帝位を守り得ない。私には帝位を得る力はない」。群臣は皆言った。「大王は微細な地位から立たれ、暴虐を討ち、四海を平定し、功績ある者に地を分かって封じて王侯となさいました。大王が尊号をお名乗りにならなければ、皆自らの地位を疑い信じることができなんでしょう。我々は死を以て皇帝をお守りします」。漢王は三度辞したが、やむを得ず受け、言った。「皆がそれを便とするならば、国家にとっても便であろう」。甲午の日、汜水の北で皇帝位についた。

正月、諸侯及将相相与共請尊漢王為皇帝。漢王曰「吾聞帝賢者有也、空言虚語、非所守也、吾不敢当帝位」。群臣皆曰「大王起微細、誅暴逆、平定四海、有功者輒裂地而封為王侯。大王不尊号、皆疑不信。臣等以死守之」。漢王三讓。不得已、曰「諸君必以為便、便国家。」甲午、乃即皇帝位汜水之陽。

また『漢書』高帝紀下でも、楚王韓信・韓王信・淮南王英布・梁王彭越・もとの衡山王吳芮・趙王張敖・燕王臧荼が「皇帝」の尊号を称するよう望んだのに対して、劉邦が「帝」は賢者の称号であるとしていったん辞退し、再度望まれたのに応じて皇帝位に即いたことを伝えている。

皇帝即位に関する『史記』と『漢書』の記事の間にはいくつかの事実認識の相違があるが、ここで確認したい点については大きな違いはない。即ちこれらの記事に従うならば、「皇帝」は漢王劉邦が主体的に選択したものではなく、諸侯が推戴時に進めた称号ということになる。劉邦即位の場面における皇帝号は、戦乱を終結させ天下平定を実現した連合軍の構成員たる諸侯たちが自らのグループのリーダーに付与すべきと考えた称号なのである。先述の如く、この称号の選択において特段の議論がなされた形跡はない。劉邦を推戴した諸侯にとって、王たちのリーダーにあたる人物の称号としては皇帝が最も自然だったのだろう。

ではそこで選択されたのが皇帝だったのはなぜか。それは、漢が旧秦の地を根拠地とする政権だったからに他なるまい。杉村伸二は、十数年しか使用されておらず二世皇帝死後は消滅していた皇帝号が漢によって継承された理由を、成立当初の漢が秦の後継国家として出発したことに求めている<sup>35</sup>。最初期の漢王朝は秦の領域を根拠地として成立した新たな国と観念された。



漢は旧秦領域において秦制を利用して政権構築を開始した王朝であって、そのような王朝の支配者の称号として既存の称号たる皇帝が利用されるのは至極当然のことだった。既存制度の踏襲という漢政権の政策の基本的性格は、諸侯の盟主の称号に関しても一貫していたのである。

劉邦即位直後の漢は、領域的には戦国秦の延長線上にありつつ、制度的枠組みとしては統一秦を継承し政治的最上層を劉邦とその側近グループが占める、諸侯王国と並立する王朝として把握されよう。そしてこの場合の漢における「皇帝」号は、天下を分割支配する王集団の代表者を意味することになる<sup>36</sup>。最初期の漢が達成したのは、このようなかたちでの「統一」だったのである。

## 5 おわりに

漢王劉邦は楚漢戦争の過程で多くの「王」を擁立したが、それは反項羽連合の盟主としての政策というよりも、秦末楚漢期の政治的軍事的有力者によってしばしば採られた行動様式を踏襲したものだ。また、漢における楚爵から漢爵への転換は、項羽政権からの自立の制度的表現というよりも、楚制に強く執着する必要のなかった政権によって地域統治のための手段として選択された現実的な政策の一部と考えられる。漢王劉邦の政策は、基本的に既存の枠組みを踏襲することで展開されていた。

既存の枠組みの踏襲という政策展開の基本パターンは皇帝号の採用にもあてはまる。漢は秦に代わって旧秦の地で成立した王権と観念された。そのような地域の王が諸侯の盟主として推戴された時、皇帝は旧秦領域を根拠地とする王の称号として問題なく採用されることになった。そこには思想性などほとんど見出されず、皇帝号は前代以来の称号として使用され続けることになったのである。

最初期漢王朝の支配体制について筆者はかつて「秦末～楚漢戦争期の動乱の中で既に半壊状態になっていた政治的システムの枠組みを借りて最上層を乗っ取っただけのもの」<sup>37</sup>との見通しを述べた。最初期の漢王朝の実態は、宮廷政治をはじめとする国政全般に対する経験・知識が絶対的に不足している中で既存体制を踏襲・模倣しつつ試行錯誤を繰り返している、かなり不安定なものだったと考えざるを得ない。そしてそのことは、漢王朝の成立過程を考えるときに統一に向けての一貫性を持った体制構想・政策構想を想定することの持つ問題を示唆するだろう。

本稿は前漢政治史の把握に向けた準備作業としての若干の覚書に過ぎない。研究ノートとする所以である。統一後の漢をめぐる諸問題については全て別稿に委ねなくてはならない。

## 註

1 柴田昇「項羽政権の成立」(『人文論集』63-2、静岡大学人文社会科学部、2013)「劉邦集団の成長過程」(『海南史学』51、2013)、「楚漢戦争の展開過程とその帰結(上)」(『愛知江南短期大学紀要』44、2015)、「楚漢戦争の展開過程とその帰結(下)」(『愛知江南短期大学紀要』45、2016)。

- 2 この時期の王・王国について網羅的に検討したものとして、李開元「秦末漢初の王国」（『漢帝国の成立と劉邦集団』第三章、汲古書院、2000）がある。
- 3 以上の事例は『史記』陳涉世家による。
- 4 『史記』項羽本紀。
- 5 秦楚之際月表では「葛嬰為涉徇九江、立襄彊為楚王」（二世元年八月）とする。
- 6 『史記』張耳陳余列伝。
- 7 以上の事例は『史記』項羽本紀による。
- 8 『史記』陳涉世家・張耳陳余列伝。
- 9 『史記』田儼列伝。
- 10 『史記』高祖功臣侯者年表、『漢書』高惠高后文功臣表。
- 11 戦国期の国の枠組みに従って王を称する例が見られる一方で、結果的に王位に就くことはなかったが、陳嬰のように県レベルで二万の集団を擁した時点での王への推戴が記録された例もあり、戦国七雄レベルの支配領域が必ずしも称王の必要条件ではなかったことがうかがえる。これについては三晋・燕地域に比して分権の性格の強い楚の地域的特性によるものと見ておきたい。とすれば秦始皇本紀に陳勝蜂起に応じて「山東郡県少年」が「相立為侯王」したとある記事も、その主な舞台は楚地だった可能性が高いことになるだろう。戦国期の国の枠組みは楚漢戦争期～漢初期の政治情勢を強く規定していたが、その具体的な規定の仕方には地域ごとに違いがあった。秦末期諸地域の地域的特質については、柴田昇「陳勝論ノート—陳勝呉広の乱をめぐる集団・地域・史料—」（『名古屋大学東洋史研究報告』35、2011）100～107頁、「秦末の抵抗運動」（吉尾寛編著『民衆反乱と中華世界』汲古書院、2012）204～212頁。
- 12 松島隆真は「王位の正統性は他国の王に承認されることが重要であった」「現存の王の王たりえる根拠が国内的には明確でない以上、正統性の根拠を国外に求めざるをえない」「王たちの相互承認への動きは……一般的傾向というべき」とし、「その傾向を規定したものが、六国の復古という、統一秦以前の枠組み」とする。松島隆真「陳渉から劉邦へ—秦末楚漢の国際秩序—」（『史林』97-2、2014）15頁。
- 13 柴田昇「楚漢戦争の展開過程とその帰結（下）」35～36頁。
- 14 李開元は「漢は、自らを盟主として、広範に協力者を求め反楚同盟を結成し西楚と覇権を争うために、自らも王国分封を行った」（『漢帝国の成立と劉邦集団』124頁）とし、楯身は「彭城戦以降に劉邦が構築した国際秩序とは、……圧倒的な劣勢を打開すべく、領土安堵と引き換えに他勢力を自陣営に引き込んでいった結果として形成された、項羽包囲網とも言うべきもの」（『前漢国家構造の研究』早稲田大学出版部、2016、251～252頁）とする。
- 15 「郡」設置が、戦国秦の急速な支配域拡大によって創出された必ずしも戦国諸国に普遍性を持たない体制だったことについては、土口史記『先秦時代の領域支配』（京都大学学術出版会、2011）第四章。
- 16 栗原朋信「兩漢時代の官民爵について（上）」（『史観』22・3、1940）42頁。
- 17 卜憲群『秦漢官僚制度』（社会科学文献出版社、2002）75頁。
- 18 朱紹侯『軍功爵制考論』（商務印書館（北京）、2008）95頁。
- 19 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』46～49頁、300頁。

- 20 松島隆真「漢王朝の成立」(『東洋史研究』69 - 2, 2010) 13 ~ 16 頁。
- 21 楯身智志『前漢国家構造の研究』122 頁。
- 22 松島隆真「漢王朝の成立」16 頁。
- 23 楯身智志『漢代二十等爵制の研究』(早稲田大学出版部、2014) 70 ~ 71 頁。
- 24 楯身智志『前漢国家構造の研究』125 ~ 126 頁。
- 25 楯身智志は漢五年詔の「七大夫」を、諸国連合軍解散時に主君の下に戻らず関中にとどまった人々が持つ爵位を指すとする(『前漢国家構造の研究』131 頁)。しかしその解釈では、楯身自身も述べている如くそこで触れられているのが楚爵「七大夫」のみであることについては説明しにくい。
- 26 柴田昇「劉邦集団の成長過程」3 頁。
- 27 渡辺卓は挙兵直後の劉邦集団による秦制利用を推定している(渡辺卓「墨家の兵技巧書について」『古代中国思想の研究』創文社、1973、455 頁)。なお松島隆真は楚に属する以前の劉邦集団の爵を「僭称」とし、劉邦が楚王景駒に属した二世二年正月を劉邦にとっての画期とする。松島隆真「漢王朝の成立」19 頁。
- 28 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』299 頁。
- 29 藤田勝久『史記秦漢史の研究』(汲古書院、2015) 422 頁。
- 30 柴田昇「劉邦集団の成長過程」11 ~ 14 頁、「楚漢戦争の展開過程とその帰結(上)」16 ~ 18 頁、24 ~ 25 頁。
- 31 「楚漢戦争の展開過程とその帰結(下)」30 頁。
- 32 代表的な研究成果としては、西嶋定生「皇帝支配の成立」(『中国古代帝国と東アジア世界』東京大学出版会、1983、1970 初出)、栗原朋信「秦と漢初の「皇帝」号について」(『日本上代対外関係の研究』吉川弘文館、1978、1972 初出)、浅野裕一『黄老道の成立と展開』第二部 10・13・14 章(創文社、1992)、工藤元男「皇帝号出現の背景—戦国時代の称帝問題をめぐって—」(『東方学会創立五十周年記念東方学論集』1997)。
- 33 杉村伸二「秦漢初における「皇帝」と「天子」—戦国後期～漢初の国制展開と君主号—」(『福岡教育大学紀要 第二分冊 社会科編』60、2011)。
- 34 『漢書』叔孫通伝。
- 35 杉村伸二「秦漢初における「皇帝」と「天子」」9 頁。
- 36 このことは阿部幸信の主張する、漢とその「外」にある諸侯王が天下を共有する漢初における「天下安定」の体制と符合する。阿部幸信「漢初「郡国制」再考」(『日本秦漢史学会会報』9、2008) 74 頁。
- 37 柴田昇「劉邦集団の成長過程」15 頁。